

平成 9 年臨時第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 8 月 5 日

閉 会 平成 9 年 8 月 5 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 9 年第 3 回
新得町議会臨時会

平成 9 年 8 月 5 日（火曜日）午前 10 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第 1 号）
1	選 挙 第 1 号	副議長の選挙について
2	指 定 第 1 号	議席の指定について
3	指 定 第 2 号	議席の変更について
4		会議録署名議員の指名
5		会期の決定
		町長行政報告
6	選 任 第 1 号	常任委員の選任について
7	選 任 第 2 号	議会運営委員の選任について
		諸般の報告（第 2 号）
8	選 挙 第 2 号	西十勝環境衛生組合議会議員選挙について
9	議 案 第 5 7 号	助役の選任同意について
10	議 案 第 5 8 号	老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
11	議 案 第 5 9 号	物品購入契約の締結について

会議に付した事件

- 諸般の報告（第 1 号）
- 選挙第 1 号 副議長の選挙について
- 指定第 1 号 議席の指定について
- 指定第 2 号 議席の変更について
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 町長行政報告
- 選任第 1 号 常任委員の選任について
- 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
- 諸般の報告（第 2 号）
- 選挙第 2 号 西十勝環境衛生組合議会議員選挙について
- 議案第 5 7 号 助役の選任同意について
- 議案第 5 8 号 老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 物品購入契約の締結について

○出席議員（19人）

1 番	吉川幸一	君	2 番	菊地康雄	君
3 番	松尾為男	君	4 番	小川弘志	君
5 番	武田武孝	君	6 番	広山麗子	君
7 番	石本洋	君	8 番	能登裕	君
9 番	川見久雄	君	10番	福原信博	君
11番	渡邊雅文	君	13番	千葉正博	君
14番	宗像一	君	15番	竹浦隆	君
16番	黒沢誠	君	17番	森清	君
18番	金沢静雄	君	20番	湯浅亮	君
	藤井友幸	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員	長	高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	高橋一郎	君
収入	役	川久保功	君
総務課	長	佐藤隆明	君
企画調整課	長	鈴木政輝	君
税務課	長	小森俊雄	君
住民生活課	長	村中隆雄	君
保健福祉課	長	高橋昭吾	君
建設課	長	常松敏昭	君
農林課	長	齊藤正明	君
水道課	長	西浦茂	君
商工観光課	長	清水輝男	君
児童保育課	長	長尾直昭	君
屈足支所	長	貴戸延之	君

庶務係長 武田芳秋 君
財政係長 阿部敏博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長 阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長 秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長 長 尾 正 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 赤 木 英 俊 君

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君
書 記 金 田 将 君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の出席議員は全員であります。

ただいまから、本日をもって招集されました平成9年臨時第3回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時00分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

諸般の報告（第1号）は朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布いたしましたとおりですのでご了承願います。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をさせていただきます。

（宣告 10時02分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 10時20分）

日程第1 選挙第1号 副議長の選挙について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、選挙第1号、副議長の選挙を行います。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名推薦の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって指名の方法は、議長において指名することに決しました。

副議長に黒沢誠君を指名いたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

ただいま、議長において、指名いたしました黒沢誠君を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました黒沢誠君が副議長に当選されました。

議長(湯浅 亮君) ただいま副議長に当選されました黒沢誠君が議場におられますので会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長(湯浅 亮君) それでは副議長に当選されました黒沢誠君からごあいさつをお願いいたします。

[副議長 黒沢誠君 登壇]

副議長(黒沢 誠君) このたびの副議長に、私を満場一致でご推薦いただきまして非常に感激しているところでございます。本当にありがとうございます。これからは湯浅議長のもと、議員各位と融和をはかり、明日からのまちづくりにがんばっていきたいと、このように思っております。どうか議員各位の絶大なご支援をお願い申し上げます。はなはだ措辞ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

[副議長 黒沢誠君 降壇]

日程第2 指定第1号 議席の指定について

議長(湯浅 亮君) 日程第2、指定第1号、議席の指定を行います。

議長(湯浅 亮君) 今回の町議会議員補欠選挙でご当選になりました藤井友幸君の議席は、町議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号12番に指定いたします。藤井友幸君は直ちに指定の議席に着席を願います。

[議員 藤井友幸君 着席]

議長(湯浅 亮君) それでは、藤井友幸君をご紹介します。藤井友幸君、登壇願いたいと思います。

[議員 藤井友幸君 登壇]

(藤井友幸君) このたびの選挙におきまして、当選を、議席をいただきました藤井でございます。なにもわからないのでございますけれども、どうかひとつ今後ともご指導ご鞭撻をお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

[議員 藤井友幸君 降壇]

日程第3 指定第2号 議席の変更について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、指定第2号、議席の変更を行います。

今回の副議長の選挙に関連し、町議会会議規則第4条第3項及び副議長の議席は最終2番とするとの慣例により、黒沢誠君の議席は19番に変更いたします。

議長(湯浅 亮君) 黒沢誠君は議席の移動を願います。

[副議長 黒沢 誠君 移動]

議長(湯浅 亮君) 町長から特に発言の申し出がありますのでこれを許します。町長、斉藤敏雄君。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

町長（齊藤敏雄君） お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの町長選挙におきましては、町民皆さまの絶大なるご支援と、町議会議員各位の並々ならぬご高配を賜り、再び町政を担わせていただくことになりました。誠に光栄に存じ、心から深く感謝申し上げますとともに、改めてその責任の重大さを痛感しているところであります。このうへは、公約としてお約束いたしました6つの柱と44項目の実現はもちろんのこと、あらゆる新得町発展の可能性に向かって、その努力を傾注する決意でございます。今、まさに地方の分権が叫ばれ、各自治体の特性をどう生かすか、またどう改革を推し進めるかが問われている厳しい時代になってきたと言えます。このときこそ、町民とともに歩む生活最優先のまちづくりを念頭において、町民の皆さんの行政に寄せる期待にこたえるため、単に一期目の延長ではなく、新たな二期目の出発とさせていただきたいと考えておるところであります。百年を迎える新得町の輝やける未来を目指し、どうぞ議員各位におかれましても、今後とも町政全般におかれまして一層のご指導ご鞭撻をいただきたく、変わらざるお力添えを賜りますよう、重ねてお願いを申し上げ、就任のごあいさつにかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。
18番、金沢静雄君、19番、黒沢誠君を指名いたします。

日程第5 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決しました。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、齊藤敏雄君。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

町長（齊藤敏雄君） 6月10日、定例第2回町議会以後の行政報告を行います。

6月10日には、北海道高速道路建設促進期成会の中央陳情が東京で行われまして、収入役が出席をいたしております。

また、6月11日には、そばの館がオ - オブンをいたしまして、そのセレモニ - が行われております。

6月13日には、町史編さん委員会が開催をされました。これは15名の委員を委嘱いたしまして、発足したわけでありまして、百年史の編さんにつきましては、すでに既刊の90年史を基盤といたしまして、その内容を充実、重視したうえで保管発意を行いまして、以後編成を整理していく考えであります。編さんにあたりましての基本概念といたしましては、町の歴史を正しく保存していく、そしてまた、住んでいる新得町を知っていただくということをベ - スにいたしまして、わかりやすく読みやすい町史に仕上げたいと考えております。発刊は平成11年9月を予定していたしております。

また、6月16日には、懸案事項の要請に札幌へ出向いております。この折は各種の懸案事項を要請してきたわけでありまして、中でも畜産試験場の再編整備、拓鉄公園の整備促進、保健所問題ほか、要請をいたしております。拓鉄公園につきましては、おかげさまで国の事業採択見通しでありまして、森林総合整備推進事業に乗せて、公園を今年から向こう三か年計画で整備を図ってまいりたいと考えております。

次ペ - ジにまいりまして、6月18日には、新得営林署の存続を求める街頭署名ということで町内におきまして、推進協議会が中心となりまして、町民の協力を仰いでおります。

6月19日には、水槽付消防ポンプ自動車の購入事業の入札を行いまして落札をいたしました。このポンプ自動車は屈足消防団に配置の予定でありまして、12月15日に納入される見込みであります。

6月19日には、ランニングコ - ス整備工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

6月20日には、新得営林署の存続を求める町民集会を屈足で開催をいたしました。

また21日には、杉本十勝支庁長が町内の行政視察に来町されております。

6月23日には、新得営林署の存続を求める中央陳情を行いまして、林野庁長官をはじめ、各代議士の先生がたにお願いをいたしております。

次ペ - ジにまいりまして、6月27日には、町道屈足22号線歩道整備工事以下4件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

次ペ - ジにまいりまして、6月30日には、産業振興会館の運営協議会の解散総会を実施いたしました。これは、平成6年6月に発足をいたしまして、産業会館の有効活用について、検討を進めてまいりました。ご承知のとおりテナント方式で、1階に新たな店舗を入居させましたし、また2階部分を1階と分離いたしまして新たな活用を図っているということでありまして、駅前新しい顔となって有効活用資することができたと。目的を達成いたしましたので、この協議会を解散をいたしたところであります。

6ペ - ジにまいりまして、7月3日には、懸案でありました温水プ - ルの建設工事の安全祈願祭が行われております。平成10年5月末完成の見込みでありまして、7月にはオ - プンを予定いたしております。

また、同じ日に雲海酒造株式会社の中島勝美社長が表敬訪問で来町されております。

7ペ - ジにまいりまして、新得営林署の存続に向けた帯広営林支局長への要請を行っております。

また、7月8日には、同じく釧路において鈴木代議士にご要請をいたしたところであります。

7月10日には、新得町招魂祭、第52回目の招魂祭が執り行われております。

同日、新得地区農村総合整備モデル事業の3号農道と4号農道の道路改良工事の入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

8ページにまいりまして、7月13日には、第50回目の町民大運動会の記念大会が盛大に開催をされております。

また7月14日には、レディ・スファ・ムスク・ル研修生と堀北海道知事との懇談会が開催をされました。この席で新規就農に対する知事からの直接的な支援の約束もあったところであります。

また同日であります、全国過疎問題シンポジウムが今年の秋、十勝で開催をされます。その際に新得町も分科会の会場として、今名乗りを上げておりまして、その予定地の現地調査が行われたところであります。

また、7月15日には、引き続き新得営林署の存続に向けまして、営林支局長に副議長とともにご要請をいたしているところであります。

7月16日には、長年の懸案でありました一般廃棄物中間処理施設の火入式が執り行われました。これ以後、破碎施設並びに焼却施設の試運転と性能試験が現在継続して行われております。8月31日には、一連の試験が終了いたしまして、引渡しを受け9月1日から本格操業の予定であります。今後、分別収集のため町民の皆さんがたに一層の協力を呼びかけていくと同時に、近い将来、リサイクルセンタ-を建設をいたしまして、資源の有効活用に資していく計画であります。

また同日であります、十勝総合開発促進期成会の札幌並びに中央陳情が行われておりまして、助役並びに議長が出席をいたしております。

9ページにまいりまして、7月19日と20日にまたがりまして、ふれあい広場'97の事業が執り行われております。高齢者、身障者、母子、そしてわかふじ寮の皆さんがた、約500名が参加、そして別にボランティアのかたがたが130名の協力のもとに、盛大に行われました。

7月21日には、関西陸連を中心とするスポ・ツ合宿に60名が来町されて、長期間の強化合宿が本町で行われております。関西陸連8チ-ム、関西陸連に加入していない2チ-ムの10チ-ムが参っておりまして、明年以降も今度は日本陸連の今、誘致に、誘致の働きかけをいたしているところであります。

7月23日には、百年記念事業検討委員会の生活環境部会をはじめとする各部会が今後断続的に行われているところでありまして、そうした検討の経過を経て百年記念事業の全体の事業の取りまとめに入っていきたいと考えております。

7月27日には、町長選挙並びに町議会議員補欠選挙が行われまして、投票率につきましては、記載のとおりであります。

10ページにまいりまして、7月27日には第4回の新得そばの里まつりが開催をされました。民間活力の一大イベントとして定着をみておりまして、主催者発表によりまして3,000人の入り込みとお伺いをいたしております。

後段にまいりまして、7月29日には三ッ輪ヒュ-ム管株式会社の社長と併せて業務提携関係にあります新潟に本社があります日本サミコン株式会社の関係者が併せて企業進出に関わっての表敬訪問においでをいただいております。

7月30日には、北海道横断自動車道中央地区建設促進期成会の中央要請が行われまして、助役が出席をいたしております。

8月の1日には、町道佐幌基線歩道整備工事以下10件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をみております。このうち、2番目の町道北新内線の道路改良工事ではありますが、今年は町が事業主体となりまして、60メートルの延長で工事を施行する計画がありますが、平成10年度から、いよいよ知事代行事業に採択されまして、全額道費負担による施行の見通しであります。当面はダム堤帯まで、約1.4kmを三か年計画で施行いたす予定となっております。

13ページ、8月3日であります。狩勝高原サホロ湖サホロフェスティバルが晴天のもとに開催をされまして、3,500名の来場者がございました。これも、地域振興に大きな役割を果たしながら無事終了いたしましたところであります。以上であります。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

日程第6 選任第1号 常任委員の選任について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、選任第1号、常任委員の選任を行います。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

欠員になっております農林建設常任委員会の委員については、町議会委員会条例第5条第1項の規定により藤井友幸君を指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって農林建設常任委員に藤井友幸君を選任することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。

（宣言 10時43分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時04分）

日程第7 選任第2号 議会運営委員の選任について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、町議会委員会条例第5条第1項の規定により、竹浦隆君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました竹浦隆君を議会運営委員に選任することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。

日程第9 議案第57号 助役の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第57号、助役の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 議案第57号、助役の選任同意につきまして、ご同意賜りたく提案のご説明を申し上げます。現、高橋一郎助役には、平成5年8月11日以来、一期4年間にわたり、町政の発展にご活躍をいただいております。この間、この8月10日の任期満了を機に後進に道を譲り、ご勇退されることになりました。意欲あふれたこの間のご努力に対しまして、心から敬意を表するしだいであり、本当にありがとうございました。

さて、その後任といたしまして、新得町3条南5丁目5番地、鈴木政輝さんを選任いたしたいと思っております。鈴木さんは、昭和19年1月16日生まれで53歳でございます。清水高等学校を卒業後、昭和37年7月1日から本町役場に勤務いたしており、35年の実務経験を有しております。以来、財政係長、福祉課長、総務課長を経まして、企画調整課長として現在に至っております。この間道立自治講習所で1年間の研修を修了し、更に自治大学校で自治体の幹部候補生といたしまして、三か月の専門研修を修了いたしております。お人柄はご承知のとおり、おのれに厳しくまた、温厚さを兼ね備え、ち密な思慮深さはその職務にふさわしい人材と確信をいたしております。どうぞ選任のご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採択は無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、13番、千葉正博君、14番、宗像一君、15番、竹浦隆君の3名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、13番、千葉正博君、14番、宗像一君、15番、竹浦隆君の3名を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案、助役の選任同意について同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と、記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

〔局長点呼、投票〕

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

議長（湯浅 亮君） 千葉正博君、宗像一君、竹浦隆君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

そのうち有効投票 18票、

有効投票中

賛成 17、

反対 1、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第10 議案第58号 老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第58号、老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

（保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇）

保健福祉課長（高橋昭吾君） 議案第58号、老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のページをご覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして、本年9月1日から健康保健法の一部を改正する法律

が施行されることに伴い、町単独で行っている65歳から69歳の老人医療費助成制度について、薬剤一部負担金の実施を図るため、改正を行うものであります。この制度につきましては、新得町が、独自で実施しております老人医療費の助成制度でございます。65歳から69歳のかたが歯科を除く、町内のお医者さんにかかる場合、自分で支払うお金が割ですむ制度でございます。今回、保健法の一部改正に伴い薬剤一部負担金が導入になりますので、この負担分を本人の負担とするものでございます。

なお、老人保健法によります70歳以上のお年寄りのかたがたも、この薬剤一部負担金を負担することとなりますので65歳から69歳のかたがたにも負担していただくことになるものでございます。

また、医療費にかかる割負担につきましては、そのままにしましたので、今回の保健法の一部改正によりまして、65歳から69歳の社会保険加入者本人の場合、この制度に該当になりますので、約70名のかたが新たに対象となる予定でございます。

条例本文の説明につきましては省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成9年9月1日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇)

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

議長(湯浅 亮君) 11番、渡邊雅文君。

11番(渡邊雅文君) 薬剤費の自己負担の実施を図るためということですが、おおよそでけっこうですけども、これによって町の負担増の部分はどれくらいと積算をしているのかを教えてください。

議長(湯浅 亮君) 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長(高橋昭吾君) 薬剤の一部負担金につきましては、新しい制度でございますので、これからどんな形で上ってくるかは、予想がついておりません。ちょっと資料不足ですけども、ですけども、今回さきほど説明いたしました、社会保険本人の対象となるという人の部分につきましては、約70名くらいおりますので、現在までの医療費の状況からいきますと、約100万円ほど、町の負担が増えるかなというふうに予想しております。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

議長(湯浅 亮君) 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 9 号 物品購入契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 1、議案第 5 9 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 議案第 5 9 号、物品購入契約の締結についてご説明を申し上げます。

1、契約の目的、建設機械整備事業、ロ - タリ - 除雪車の購入ですが、現在の車両の更新をするものです。

2、購入契約をする物品名及び数量、ロ - タリ - 除雪車、2 5 0 馬力、ディ - ゼル機関 1 台、

3、形式、日本除雪機製作所、H T R 2 5 2 形、

4、契約の方法、指名競争入札、

5、契約の金額、2 5 , 9 8 7 , 5 0 0 円、

6、契約の相手方、帯広市西 2 2 条北 1 丁目 2 番 2 7 号、北海道川重建機株式会社帯広支店支店長、高橋章。

納期は 1 1 月 2 8 日といたしております。細かい規格は裏面のとおりですが、説明は省略させていただきます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 5 9 号を採決いたします。

議長（湯浅 亮君） 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第 5 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

上着をはずして、たいへんせんえつではありますけれども、任期満了に伴います町長選挙、また議員補欠選挙につきまして、たいへん議員各位には、寛大なご協力をいただきまして大火なく、このたび臨時第 3 回議会が終了いたしましたことにまずもって、ここから敬意を表したいと思っております。更には、再選されました斉藤町長に対しましても厚いエ - ルを送りたいと思っておりますが、今後なおいっそう斉藤行政に対するお力添えが皆さんがたからいただけるならば幸いと思っておりますし、斉藤町長にも更なる行政手腕をふるって住民にこたえていただくことをご期待申し上げて、本議会の審議すべてを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（湯浅 亮君） よって、平成9年臨時第3回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 11時28分）
